

改正

令和6年3月31日告示第109号

中野市収入保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内農業者の経営安定に資するため、長野県農業共済組合が取り扱う共済事業のうち市内農業者が加入する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に対する掛金の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、収入保険加入者数の増加とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、長野県農業共済組合とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、収入保険に係る加入者が負担する掛捨て保険料に要する経費とする。

2 補助の額は、前項の経費の5分の1以内とし、30,000円を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、収入保険掛金等明細書を添えなければならない。

(補助金交付の請求)

第6条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市収入保険加入促進事業補助金交付請求書（様式第2号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年3月31日告示第109号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。